

遵 守 事 項(要綱第9条関係)

- (1) 利用客がボルダリング、リードクライミング、図書スペース及びキッズスペースを利用できるよう配慮すること。
- (2) 喫煙及び火気の使用はしないこと。
- (3) 危険物等の持ち込みはしないこと。
- (4) ウズホールの利用に必要なエリア以外への侵入はしないこと。
- (5) ペット等（補助犬を除く。）の持ち込みはしないこと。
- (6) イベント等の準備、撤去等については、最小限の時間で行うこと。
- (7) 画鋲、くぎ、粘着テープ等によるウズホール壁面への掲示は禁止とし、ガラス面への掲示は、施設管理者と事前に協議すること。
- (8) ウズホールの備品を移動する場合は、事前に施設管理者の許可を得ること。
- (9) ウズホールの利用後は、利用者が責任をもって施設及び備品等の復旧を行うこと。
- (10) 利用に当たり必要な警備、利用後の清掃等については、利用者が行うこと。
- (11) イベント等の問合せ等については、問合せ先の周知を徹底するとともに、確実に利用者が対応できるよう体制を整えること。
- (12) 駐車場は共有施設であるため確保や占有はできないものとする。
- (13) 満車時に施設管理者が管理する土地以外への無許可の駐車は禁止する。
- (14) イベント等への問い合わせ、要望、クレーム等は、利用者に対応し、施設管理者はその対応等に関わらないものとする。
- (15) 施設管理者は、防災上必要と判断した場合、利用者がウズホールに搬入した機材等の移動を指示することができる。この場合において、利用者はその指示に従わなければならない。

その他の注意事項

※施設及び設備等に破損、滅失等があった場合は、利用者がその復旧に要する費用を負担するものとする。ただし、関係団体等が原状復旧できない場合は、所管課が責任を持って対応するものとする。

※ウズホール利用中に発生した事故については、すべて利用者の責任で対応する。ただし、施設管理者の瑕疵による事故が発生したときは、この限りでない。

※施設管理者は、ウズホールの保安全管理の必要があると判断したときは、利用者がウズホールを利用中であっても立ち入ることができる。利用者は、正当な理由がない限り、施設管理者の立入りを拒んではならない。